

## 仕様書

### 1. 件名 「国立新書 第1号」の作成

### 2. 目的

市が行う行政活動全般をテーマに、これを効果的に記録し、統一的な形式で印刷製本し、これを「国立新書」シリーズとして公表することで、シティプロモーションの観点から市の事業を効果的にPRし、市全体のイメージ向上とシビックプライドの醸成を図る。また、市職員の知識及び経験の蓄積を図り、これを継承し組織文化の向上を図ることを目的とする。

「第1号」においては、国立市における平和施策の取組、令和元年度に国立市で開催した第9回平和首長会議国内加盟都市会議総会を紹介する紙面構成とする。

### 3. 納品期限・場所

令和2年10月30日(金)

国立市役所2階 市長室秘書係(国立市富士見台2-47-1)

※後日、校了のPDFデータおよびインデザイン等のデータを併せて納品すること。

### 4. 規格

判形：新書判サイズ(天地173mm×左右105mm)

紙質：紙質：表紙カバー／マット紙<四六判> 表紙／カード紙 本文／再生上質紙(または環境に配慮した再生上質に近い紙質) <四六判>

刷色：単色

印刷：両面印刷

頁数：本文200ページ+表まわり4ページ

部数：2,000部

### 5. 業務内容

受注者は、下記(1)～(4)および、そのほか必要な工程を経ることにより、「国立新書 第1号」を製作し、本市に納入する。

#### (1)企画・構成

受注者は、本市との協議において企画・構成を決定すること。協議においては、企画・構成のアイデアの提案を含めた製作・進行管理も行うこと。

#### (2)編集・デザイン・校正

取材撮影・原稿作成(ロゴ・イラスト・図表・地図等含む)・デザイン(画像等の加工も含む)・割付・編集・データ作成・修正等。

「国立新書 第1号」に掲載する情報(記事や画像など)については、市が提供するもののほか、企画・構成の協議の結果で必要となった場合には、市内の団体等への取材撮影を行い収集すること。収集した情報をもとにレイアウト調整・デザイン・編集を行い各ページを製作すること。また、原稿・レイアウト・デザインの突発的な変更に対しても、すみやかに対応すること。

※表紙デザインについては、創刊準備号のデザインを使用し製作すること。

※取材撮影については情報を収集するだけでなく、受注者が記事を執筆することを含めて協議により決定すること。

### (3)入稿・校正

入稿 令和2年8月(予定)

発注者が入稿する文字原稿等はワードやエクセルなどで入力し、電子メールにて提供する。ただし、写真については電子データが存在しない場合のみ現物を貸与する。その場合は写真をスキャンした後、原本を返却すること。

校正 3回以上

※期限までに納品できるように進行日程を組むこと。また、制作上、不都合や突発的な変更等が生じた際には双方の協議のもと、円滑に進めること。

### (4)印刷製本

4. 規格のとおり印刷製本し、制作上、不都合や突発的な変更等が生じた際には双方の協議のもと、円滑に進めること。帯、スリップ、その他事項については協議により決定すること。

### (5)出版・営業

出版取次会社、Web サイトへの営業のほか、在庫管理を行い、販売状況を管理し、重版検討については、発注者と協議により決定すること。

### (6)広報

マスコミ等へのリリース作成を行い、新聞社・出版社等への営業で、国立新書の PR を行うこと。

### (7)納入品

#### ①著作物を印刷製本した出版物

受注者は著作物を2,000部作成し、うち発注者へ発行部数の1/4程度を納品する。

残部については、受注者が書籍流通ルートで販売し、実売部数1部ごとに著作物利用料支払い、発行部数等の報告を行う。

#### ②成果物の電子データ

DVD-R等で納品する。

著作部数の割合、著作物利用料については別途協議により決定すること。

### (8)その他

その他事項については、協議により決定すること。

## 6. 使用する文字

印刷に際しては、ユニバーサルデザイン仕様の文字を使用すること。

## 7. 印刷

オフセット印刷またはオフセット印刷と遜色のない印刷方法で行うこと。

## 8. 成果物の著作権等

(1)成果物に関する著作権は、本市に帰属するものとする。

(2)成果物の利用および再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。

- (3) 成果物は、著作権・肖像権上の処理を済ませたうえで納入すること。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わないものとする。

9. その他

- (1) 校正段階での原稿の差し替えなどが生じても、危険負担、補償は行わない。
- (2) 仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議のうえ定めるものとする。